様式第13号（第13条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

産山村長　　　　　　　　　　印

代　執　行　費　用　納　付　命　令　書

あなたが所有（管理）する下記の空家等について、　年　月　日付け第　　号の代執行令書により、　年　月　日に実施した代執行に要した費用の額は、下記のとおり決定しましたので、行政代執行法第５条の規定によりこれを納付するよう命令します。

記

１　所有者

住　所：

氏　名：

２　特定空家等の所在地、種別

所在地：熊本県阿蘇郡産山村大字　　　　番地

種　別：

３　代執行費用の額

　　　　　　　　　　円

４　代執行費用内訳

５　納付期限　　　　　年　　月　　日

６　教示

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３ヶ月以内に、産山村長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

この処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６ヶ月以内（上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内）に、産山村を被告として（訴訟において産山村を代表する者は産山村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。